

豊頃町地域防災計画

《 資料編 》

豊頃町防災会議

〔目 次〕

資 料 編

防災関係機関.....	1
資料1 防災関係機関連絡先一覧.....	1
1 豊頃町.....	1
2 官公庁.....	1
3 消防機関.....	2
4 警察.....	2
5 自衛隊.....	2
6 報道機関.....	2
7 ライフライン.....	2
8 交通・輸送等.....	3
9 医療関係.....	3
8 その他の公共的団体.....	3
条例等.....	4
資料2 豊頃町防災会議条例.....	4
資料3 豊頃町災害対策本部条例.....	6
協定等.....	7
資料4 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書.....	7
資料5 北海道消防防災ヘリコプター応援協定.....	9
資料6 災害時における遺体搬送等に関する協定書.....	11
資料7 災害等の発生時における豊頃町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の 支援に関する協定.....	13
資料8 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書.....	15
資料9 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書.....	17
資料10 災害発生時における豊頃町内郵便局と豊頃町の協力に関する協定.....	19
資料11 災害対策業務に関する協定書.....	21
資料12 緊急時における輸送業務に関する協定書.....	22
資料13 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ.....	24
資料14 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定.....	26
各種資料.....	30
資料15 豊頃町の災害概要.....	30
資料16 豊頃町の災害対策本部設置標識.....	37
資料17 災害危険区域等.....	38
1 災害危険区域現地調査図（豊頃町）.....	38
2 重要水防河川.....	39
3 重要水防区域.....	40
4 低地帯の浸水予想区域.....	41
5 高波、高潮、津波等危険区域.....	41
6 土砂災害関係.....	42
7 危険施設等所在一覧.....	55

資料 18 災害情報等報告様式等	58
1 別表 1 (災害情報)	58
2 別表 2 (被害状況報告)	60
3 別表 3 (被害状況判定基準)	62
資料 19 自衛隊災害派遣要請	66
1 様式第 1 号	66
資料 20 緊急輸送路	67
資料 21 ヘリコプター関連	68
1 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	68
2 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	71
資料 22 気象庁による雨・風・自身等の区分表	73
1 雨の強さと降り方	73
2 風の強さと吹き方	74
3 気象庁震度階級関連解説表	75
被害者救護	79
資料 23 融資・貸付等金融支援	79

防災関係機関

資料 1 防災関係機関連絡先一覧

1 豊頃町

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
豊頃町役場	豊頃町茂岩本町 125 番地	015-574-2211	
豊頃町教育委員会	豊頃町茂岩本町 166 番地	015-579-5801	

2 官公庁

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
北海道総務部危機対策局 危機対策課	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-231-4111	内線 22 569
十勝総合振興局地域創生部 地域政策課	帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地	0155-23-9023	主査(防災)
十勝総合振興局帯広建設管理部 浦幌出張所	浦幌町字万年 286-13	015-576-2132	主査 (管理調整)
十勝総合振興局保健環境部 保健福祉室保健福祉企画課	帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地	0155-27-8634	
十勝教育局企画総務課	帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地	0155-27-8627	総務係
十勝総合振興局産業振興部十勝農 業改良普及センター十勝東部支所	池田町字西 3 条 5 丁目 2 番地	015-572-3128	調整係
十勝総合振興局産業振興部林務課	帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地	0155-27-8604	林務係
十勝総合振興局森林室	浦幌町東山町 10 番地 23	015-576-2165	
北海道開発局 帯広開発建設部	帯広市西 5 条南 8 丁目	0155-24-3194	防災対策官
北海道開発局 帯広開発建設部 池田河川事務所	池田町字利別東町	015-572-2661	
北海道開発局 帯広開発建設部 帯広道路事務所	幕別町札内西町 73 番地 6	0155-25-1250	
北海道開発局 帯広開発建設部 広尾道路事務所	広尾町並木通東 2 丁目 5 番地	01558-2-3148	
北海道農政事務所帯広地域拠点	帯広市西 6 条南 7 丁目 3 番地	0155-24-2401	
帯広測候所	帯広市東 3 条南 9 丁目 2 番地	0155-24-4555	防災ホットラ イン 0155-26-3519
北海道財務局帯広財務事務所	帯広市西 5 条南 8 丁目 帯広 第 2 地方合同庁舎	0155-25-6381	総務課総務係
北海道運輸局帯広運輸支局	帯広市西 19 条北 1 丁目 8 番地	0155-33-3286	企画輸送・ 監査部門
釧路海上保安部広尾海上保安署	広尾町並木通東 1 丁目 12 番 地 1	01558-2-0118	
北海道総合通信局	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎	011-747-6451	防災対策推進室

3 消防機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
とちち広域消防事務組合 とちち広域消防局	帯広市西 6 条南 6 丁目 3 番地 1	0155-26-0119	
とちち広域消防事務組合 豊頃消防署	豊頃町茂岩本町 116 番地	015-574-2310	
大津分遣所	豊頃町大津寿町 1 番地	015-575-2320	
豊頃分遣所	豊頃町豊頃旭町 156 番地		

4 警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
北海道警察釧路方面池田警察署	池田町字西 3 条 6 丁目 10 番地	015-572-0110	
” 茂岩駐在所	豊頃町茂岩新和町 120 番地	015-574-2013	
” 豊頃駐在所	豊頃町豊頃南町 101 番地 1	015-574-2151	
” 大津駐在所	豊頃町大津寿町 34 番地	015-575-2002	

5 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
陸上自衛隊第 5 旅団	帯広市南町南 7 線 3 番地 1	0155-48-5121	

6 報道機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
日本放送協会帯広放送局	帯広市西 5 条南 7 丁目 7 番地	0155-23-3111	放送センター
北海道放送(株)帯広放送局	帯広市西 2 条南 10 丁目 11 番地	0155-23-9125	報道部
札幌テレビ放送(株)帯広放送局	帯広市東 4 条南 13 丁目 2 番地	0155-23-8600	
北海道テレビ放送(株)帯広支社	帯広市西 3 条南 10 丁目	0155-22-0531	
北海道文化放送(株)帯広支社	帯広市西 4 条南 9 丁目	0155-25-5200	
北海道新聞帯広支社	帯広市西 4 条南 9 丁目 1 番地	0155-24-2151	
北海道新聞池田支局	池田町字西 2 条 3 丁目 11 番地	015-572-2660	
十勝毎日新聞社	帯広市東 1 条南 8 丁目 2 番地	0155-22-2121	
十勝毎日新聞社池田支局	池田町字大通 1 丁目 31 番地	015-572-2367	

7 ライフライン

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
東日本電信電話(株)北海道事業部 (株)NTT 東日本-北海道帯広支店	帯広市西 4 条南 5 丁目 1 番地	015-572-0110	
北海道電力(株)送配電カンパニー 池田ネットワークセンター	池田町字西 1 条 10 丁目 2 番地	015-572-2667	

8 交通・輸送等

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
(一社)十勝地区トラック協会	帯広市西 19 条北 2 丁目 4 番地	0155-36-8575	
(一社)北海道バス協会	帯広市西 23 条北 1 丁目 1 番地 1	0155-37-6500	
北海道旅客鉄道(株)釧路支社池田駅	池田町字東 1 条	015-572-2024	
日本通運(株)帯広支店	帯広市西 20 条南 1 丁目 1 番地 10	0155-41-1111	
(一社)北海道警備業協会 帯広支部	帯広市西 2 条南 12 丁目	0155-24-8344	

9 医療関係

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
(一社)十勝医師会	帯広市西 5 条南 2 丁目 11 番地 2	0155-28-2898	
(一社)十勝歯科医師会	帯広市東 7 条南 9 丁目 15 番地 3	0155-25-2172	
(一社)北海道薬剤師会十勝支部	帯広市西 2 条南 3 丁目 20 番地	0155-27-2427	
(公社)北海道獣医師会十勝支部	帯広市基松町基線 35 番地	0155-64-2068	
豊頃町立豊頃医院	豊頃町茂岩栄町 107 番地 17	015-574-2020	

8 その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
日本郵便(株)豊頃郵便局	豊頃町茂岩本町 26 番地	015-574-2120	
日本郵便(株)豊頃駅前郵便局	豊頃町豊頃旭町 117 番地	015-574-2262	
日本郵便(株)大津郵便局	豊頃町大津幸町 13 番地	015-575-2230	
豊頃町農業協同組合	豊頃町中央若葉町 12 番地	015-574-2101	
十勝農業共済組合東部事業所	豊頃町中央若葉町 23 番地 3	015-574-2421	
十勝広域森林組合豊頃事業所	豊頃町農野牛 28 番地	015-574-2126	
大津漁業協同組合	豊頃町大津港町 35 番地	015-575-2311	
豊頃町商工会	豊頃町茂岩本町 135 番地 1	015-574-2206	
豊頃町建設業協会	豊頃町茂岩本町 135 番地 1	015-574-2487	
豊頃町社会福祉協議会	豊頃町茂岩栄町 102 番地	015-574-3143	

条例等

資料2 豊頃町防災会議条例

昭和38年2月1日条例第1号

最終改正 平成24年12月11日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、豊頃町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 豊頃町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該被害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 北海道警察の警察官のうちから町長が所属長の同意を得て任命する者
- (2) 町長が部内の職員のうちから指名する者
- (3) 教育長
- (4) 豊頃消防署長及び豊頃消防団長
- (5) 指定地方行政機関の職員、北海道の職員及び指定公共機関の職員のうちから町長が所属長の同意を得て任命する者
- (6) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、地域防災に関する知識又は経験を有する者

6 委員の定数は、30人以内とする。

7 第5項第5号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

資料3 豊頃町災害対策本部条例

昭和38年2月1日条例第2号

最終改正 平成8年12月13日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、豊頃町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

協定等

資料4 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

豊頃町（以下「甲」という。）と帯広地方石油業協同組合（以下「乙」という。）並びに、帯広地方石油業協同組合豊頃支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等において、甲は、乙及び丙、並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- （1）甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
 - （2）甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類の優先提供
 - （3）乙及び丙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員等
 - （4）乙及び丙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
 - （5）乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
 - （6）乙及び丙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する緊急要請及び簡易な応急手当等の支援
- 2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙及び丙等は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲以内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断した時は、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第3条 乙及び丙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙及び丙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときはその費用を速やかに支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給等の際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙等が協議して定めるものとする。

(協定の推進)

第8条 甲は、災害時に乙及び丙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、北海道知事からの「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」(平成23年4月1日付け商金第1861号北海道知事通知)に沿って、ガソリンスタンド等を営む中小企業者等への受注機会の確保・拡大に配慮をするものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲と乙及び丙等は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 乙の支部である丙、及び丙の会員の災害に関する研修等、この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について、甲は協力するものとする。

(町民への周知)

第10条 甲と乙及び丙は協力して、この協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について町民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙及び丙等から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙及び丙等が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書3通を作成し、甲乙丙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年 4月 6日

甲 中川郡豊頃町茂岩本町125番地
豊頃町

豊頃町長 宮 口 孝

乙 帯広市西3条北1丁目20番地2

帯広地方石油業協同組合

理事長 高 橋 勝 坦

丙 中川郡豊頃町茂岩本町48番地

帯広地方石油業協同組合 豊頃支部

支部長 杉 村 優

資料5 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北 海 道 知 事

以下道内72消防本部の長が記名押印

資料6 災害時における遺体搬送等に関する協定書

豊頃町（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他大規模な事故等により、多数の死者が発生した場合に、甲と乙が相互に協力して遺体搬送等を迅速、かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 霊柩自動車等による遺体搬送
- (2) 遺体搬送等に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (3) その他、遺体搬送等に必要な事項

（協力の要請）

第3条 前項の規定による協力は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職名及び氏名
- (2) 要請の日時
- (3) 要請の理由
- (4) 要請の内容
- (5) 要請の場所（駐車スペース、宿泊スペース等）
- (6) 協力を要請する期間
- (7) その他、要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の規定による協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体搬送等に要した資機材及び消耗品の数並びに当該作業の従事者数
- (2) 遺体搬送の回数及び搬送した遺体数
- (3) その他、甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第6条 甲は、前条の規定による報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙は、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分の経費については、甲に対して請求できない。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(経費の決定)

第9条 第2条各号の協力に要した経費は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額を参考にして、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

(1) 甲 豊頃町役場 総務課長

(2) 乙 (社)全国霊柩自動車協会北海道支部連合会 帯広支部長

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、この協定を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図られるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない時は、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月19日

甲 北海道中川郡豊頃町茂岩本町125番地

豊頃町長 宮口 孝

乙 東京都新宿区四谷3丁目2

社団法人 全国霊柩自動車協会

会長 坂下 成行

資料7 災害等の発生時における豊頃町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

豊頃町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、豊頃町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態という。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。。

- (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- (5) その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第5条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疫病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

（損害の負担）

第8条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第9条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名のうえ各自1通を保有する。

平成23年3月11日

甲 豊頃町茂岩本町125
豊頃町

豊頃町長 宮口 孝

乙 帯広市西5条南2丁目11番地
北海道エルピーガス災害対策協議会

現地対策本部長

十勝支部長 高橋 勝 坦

資料 8 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

豊頃町（以下「甲」という。）と株式会社共成レンテム（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、豊頃町区域内において地震、風水害、雪害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故等により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における町民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「機材」とは、仮設トイレ、移動式暖房機器、発電機等その他乙が所有するレンタル機材一式をいう。

（協力の要請）

第3条 災害時において機材を必要とするときは、甲は、乙に対して保有機材の提供についての協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、機材提供に関する要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後に機材提供に関する要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有機材の優先提供及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第5条 乙は、要請を受けたときは甲の指定する場所に機材を運搬し、甲の指定する職員の確認を受けて引き渡すものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第6条 乙が提供した機材に要する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定に定めない事項）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年1月29日

中川郡豊頃町茂岩本町125番地

甲 豊頃町長 宮口 孝

帯広市西18条北1丁目14番地

乙 株式会社共成レンテム

代表取締役社長 黒川和雄

資料9 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

豊頃町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- （1） 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。
- （2） 甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

（情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

2. 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

2. 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

（連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
豊頃町総務課	015-574-2211
(休日・緊急時)	015-574-2211

（乙の連絡先の表示）

名称	電話番号
帯広営業所（代表）	0155-32-2000
帯広営業所（衛星携帯）	090-6690-0861
本社総務部（夜間・休日／衛星携帯）	080-1017-0138

(守秘義務)

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

(1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの

(2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの

(3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2. 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年4月20日

甲 中川郡豊頃町茂岩本町 125 番地
豊頃町長 宮口 孝

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 角 中原

資料 10 災害発生時における豊頃町内郵便局と豊頃町の協力に関する協定

北海道豊頃町（以下「甲」という。）と豊頃町内郵便局（以下「乙」という。）は、豊頃町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、豊頃町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- （2） 地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供
- （3） 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- （4） 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- （5） 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供
- （6） 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- （7） 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- （8） 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務の支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 豊頃町 総務課長
- 乙 豊頃郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年7月1日から平成31年6月30日までとする。ただし、甲は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算してさらに1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年6月30日

甲 住所 北海道中川郡豊頃町茂岩本町125番地
代表 豊頃町長 宮口 孝

乙 住所 北海道札幌市中央区北2条西4丁目3番地
豊頃郵便局 豊頃駅前郵便局 大津郵便局
代表 日本郵便株式会社 北海道支社長 佐藤 恭市

資料 11 災害対策業務に関する協定書

豊頃町（以下「甲」という。）と豊頃町建設業協会（災害対策特別委員会）（以下「乙」という。）とは、災害時における災害対策業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨風水害等の異常な自然現象により又は予期できない災害が発生した初期段階において、甲からの要請により、乙が次条に規定する業務を行うことを目的とする。

（業務の範囲）

第2条 業務の範囲は、豊頃町において発生した災害の拡大予防及び応急災害復旧とする。

（業務の内容）

第3条 甲から出動の要請があったときは、乙は速やかに被害状況を把握し、甲の担当者の指示に従い応急対処するものとする。

（契約の締結）

第4条 甲は、乙の会員と遅滞なく工事請負契約等を締結するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は有効期間満了の翌日から更に1年間延長するものとし、以降同様とする。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い甲又は乙の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合の対処方法については、甲乙協議して定めるものとする。

（復旧等費用）

第7条 この協定に基づく応急災害復旧に要した費用については、災害発生時の当該地域における通常の実勢単価を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（補足）

第8条 この協定書に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 5月 1日

甲 豊 頃 町
町 長 宮 口 孝

乙 豊頃町建設業協会
会長 山 保 崇

資料 12 緊急時における輸送業務に関する協定書

豊頃町（以下「甲」という。）と一般社団法人十勝地区トラック協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、豊頃町内において、地震、津波、風水害その他の異常な自然現象又は大規模な火災、その他大規模な事故等により生じる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「緊急時」という。）に、甲と乙が相互に協力して物資の輸送業務を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第2条 この協定に定める輸送業務とは、被災者支援に必要な緊急物資（毛布・水等）の輸送業務とする。

（輸送の要請）

第3条 甲は、緊急時における物資の輸送業務を要請する場合は、緊急輸送業務要請書（別紙1）により行なうものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り他に優先して乙に所属する運送業者を指定し（以下「指定運送事業者」という。）甲の輸送業務に協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定による輸送業務を実施したときは、甲に対して緊急輸送業務実施報告書（別紙2）により報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙が第3条の規定による輸送業務を実施したときは、その輸送業務に要した経費を負担するものとする。なお、輸送業務に要した経費は、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第11条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとする。

（損害の負担）

第7条 第4条の規定による輸送業務により、自らの責任に帰する理由により甲、及び第三者に損害を与えたときは、乙はその賠償の責任を負うものとする。ただし、責任の所在が不明確な場合において生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第8条 乙が実施した第4条の規定による輸送業務に従事した者が、その業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の使用者責任において行うものとする。

（連絡責任者・連絡先）

第9条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲においては豊頃町総務課長、乙においては一般社団法人十勝地区トラック協会専務理事とし、連絡先は次のとおりとする。

【連絡先】

名 称	電話番号
(甲) 豊頃町	015-574-2211
(乙) 一般社団法人十勝地区トラック協会	0155-36-8575

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは更新されるものとし、以降同様とする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年 2月 日

甲 中川郡豊頃町茂岩本町125番地
豊頃町
豊頃町長 宮口 孝

乙 帯広市西19条北2丁目4番地
一般社団法人十勝地区トラック協会
会長 沢本輝之

資料 13 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、豊頃町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

（1）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合

（2）大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合

（3）その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（1）土木施設等の被害状況の把握

（2）二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）

（3）その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの。

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この申合せに疑義が生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成22年5月31日

甲 北海道開発局長

乙 豊頃町長

資料 14 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目」を、北海道知事、北海道市長会長、北海道町村会長の三者により締結するため、添付された案のとおり、当職甲に代わり、貴職 北海道町村会長乙を代理人と定め、協定を締結することを委任いたします。

委任状本書 1 通は乙が保管し、甲はその写しを保管するものといたします。

協定書本書は乙が保管し、甲はその写しを保管するものといたします。

平成 20 年 3 月 11 日

甲 豊頃町長 宮口 孝

乙 北海道町村会長 寺島 光一郎

災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長かが当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等

- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
 - (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項
- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあっては、その応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
 - 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁とするいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるとき、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道
北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会
北海道市長会長 新宮 正志

北海道町村会
北海道町村会長 寺島 光一郎

各種資料

資料 15 豊頃町の災害概要

災害記録（昭和 27 年以降）

年 月 日	種 別	被 害 状 況
昭和 27 年 3 月 4 日	十 勝 沖 地 震	豊 頃 村－被災戸数 1,101 戸 被災人員 3,804 人 家屋全壊 366 戸 家屋半壊 735 戸 ・被害総額 414,476 千円 大 津 村－被災戸数 726 戸 被災人員 4,024 人 家屋全壊 264 戸 家屋半壊 13 戸 ・被害総額 276,446 千円
昭和 30 年 9 月 7 日	大 雨	人的被害－死 者 1 人 重 傷 者 8 人 家屋被害－全 壊 29 戸 111 人 床上浸水 324 戸 1,866 人 床下浸水 401 戸 2,251 人 農業被害－農 地 550ha 農 作 物 2,700ha 土木被害－道 路 12 か所 橋 梁 16 か所 堤 防 36 か所 ・被害総額 144,000 千円
昭和 32 年 9 月 17 日	大 雨	家屋被害－流 出 1 戸 4 人 床上浸水 242 戸 1,204 人 床下浸水 301 戸 1,655 人 農業被害－農 地 340ha 農 作 物 2,300ha 土木被害－道 路 6 か所 橋 梁 2 か所 堤 防 4 か所 ・被害総額 110,737 千円
昭和 37 年 8 月 4 日	台 風 9 号	家屋被害－流 出 2 戸 9 人 半 壊 35 戸 135 人 床上浸水 359 戸 1,812 人 床下浸水 253 戸 1,473 人 農業被害－農 作 物 4,300ha 土木被害－河川(河岸) 32 か所 道 路 23 か所 橋 梁 5 か所 堤 防 5 か所 ・被害総額 520,000 千円

昭和 39 年 6 月 4 日	大 雨	家屋被害－床上浸水 89 戸 443 人 床下浸水 238 戸 1,428 人 農業被害－農 地 36ha 農 作 物 1,840ha 農業用施設 3 か所 土木被害－河川(河岸) 14 か所 道 路 14 か所 橋 梁 11 か所 ・被害総額 128,270 千円
昭和 39 年 8 月 25 日	台 風 1 4 号	家屋被害－床上浸水 83 戸 380 人 床下浸水 244 戸 988 人 農業被害－農 作 物 2,900ha 土木被害－道 路 4 か所 橋 梁 12 か所 ・被害総額 161,907 千円
昭和 47 年 9 月 17 日	台 風 2 0 号	人的被害－死 者 1 人 家屋被害－床上浸水 59 戸 217 人 床下浸水 120 戸 412 人 農業被害－農 地 5ha 農 作 物 2,570ha 農業用施設 6 か所 土木被害－河川(河岸) 50 か所 道 路 24 か所 橋 梁 5 か所 林業被害－林 道 他 47 か所 ・被害総額 844,326 千円
昭和 50 年 5 月 17 日	大 雨	家屋被害－床上浸水 10 戸 31 人 床下浸水 29 戸 87 人 農業被害－農 地 30ha 農 作 物 680ha 土木被害－河川(河岸) 66 か所 道 路 46 か所 橋 梁 16 か所 林業被害－林 道 他 13 か所 ・被害総額 1,754,900 千円
昭和 56 年 8 月 21 日～24 日	台 風 1 5 号	家屋被害－半 壊 3 戸 9 人 農業被害－農 地 1,533ha 農業用施設 17 か所 林業被害－林 産 物 1,100ha 公共文教施設被害－ 13 か所 ・被害総額 395,150 千円
昭和 59 年 5 月 3 日	大 雨	農業被害－農 地 5ha 農 作 物 6ha 農業用施設 32 か所 土木被害－河川(河岸) 23 か所 道 路 23 か所 林業被害－林 道 6 か所 ・被害総額 499,350 千円
昭和 60 年 4 月 4 日～5 日	融 雪	農業被害－農業用施設 5 か所 土木被害－河川(河岸) 12 か所 ・被害総額 337,100 千円
昭和 61 年 1 月	異 常 低 温	土木被害－道路舗装凍上 14 路線 ・被害総額 155,250 千円
昭和 61 年 4 月 15 日～16 日	融 雪	農業被害－農 地 1ha 農業用施設 12 か所 土木被害－河川(河岸) 12 か所 ・被害総額 441,000 千円

昭和 61 年 9 月 3 日～4 日	大	雨	家屋被害－床上浸水 3 戸 7 人 床下浸水 9 戸 29 人 農業被害－農 地 1ha 農 作 物 950ha 農業用施設 34 か所 土木被害－河川(河岸) 25 か所 道 路 29 か所 橋 梁 2 か所 水産被害－漁具(漁網) 9 件 林業被害－林 道 5 か所 治山施設 2 か所 ・被害総額 1,307,622 千円
昭和 63 年 4 月 16 日～20 日	融	雪	農業被害－農 地 1ha 農業用施設 22 か所 土木被害－河川(河岸) 14 か所 道 路 1 か所 橋 梁 1 か所 ・被害総額 1,062,700 千円
昭和 63 年 5 月 12 日～13 日	大	雨	農業被害－農 地 1ha 農業用施設 19 か所 土木被害－河川(河岸) 12 か所 道 路 29 か所 林業被害－林 道 10 か所 ・被害総額 259,580 千円
昭和 63 年 11 月 24 日～25 日	大	雨	家屋被害－床上浸水 1 戸 1 人 床下浸水 21 戸 41 人 農業被害－農 地 7ha 農 作 物 22ha 農業用施設 3 か所 土木被害－河川(河岸) 8 か所 道 路 18 か所 水産被害－漁具(漁網) 18 件 林業被害－林 道 28 か所 ・被害総額 159,005 千円
平成元年 6 月 28 日～30 日	大	雨	家屋被害－床下浸水 5 戸 12 人 農業被害－農 作 物 646ha 農業用施設 49 か所 土木被害－河川(河岸) 34 か所 道 路 50 か所 橋 梁 4 か所 水産被害－漁 具 他 2 件 林業被害－林 道 38 か所 ・被害総額 1,249,760 千円
平成元年 9 月 15 日～30 日	長	雨	農業被害－農 地 708ha ・被害総額 502,143 千円
平成 2 年 11 月 4 日～5 日	大	雨	家屋被害－床上浸水 2 戸 7 人 床下浸水 3 戸 10 人 農業被害－農 作 物 566ha 農業用施設 35 か所 土木被害－河川(河岸) 38 か所 道 路 64 か所 橋 梁 2 か所 水産被害－漁具(漁網) 8 件 林業被害－林 道 12 か所 社会福祉施設被害－ 2 か所 ・被害総額 1,393,502 千円

平成3年 7月26日～27日	大 雨	農業被害－農業用施設 ・被害総額	15 か所 141,500 千円
平成3年 8月20日～21日	大 雨	農業被害－農業用施設 土木被害－河川(河岸) 道 路 林業被害－林 道 ・被害総額	12 箇所 6 か所 10 か所 23 か所 231,860 千円
平成5年 1月15日	鉏 路 沖 地 震	人的被害－重 傷 者 軽 傷 者 家屋被害－半 壊 18 戸 一部損壊 16 戸 農業被害－共同利用施設 営農施設 乳牛生産減 家畜被害(死亡) 土木被害－道 路 橋 梁 河川(河岸) 水産被害－漁船破損 共同利用施設 林業被害－林 道 衛生被害－水 道 商工被害－商業(商店) 工 業 公立文教施設(小学校) 社会教育施設 町公共建物 ・被害総額	1 人 3 人 65 人 79 人 2 棟 30 棟 42 件 2 頭 23 か所 8 か所 1 か所 14 件 2 棟 3 か所 22 か所 30 か所 1 か所 3 か所 3 か所 17 か所 587,907 千円
平成5年 6月4日～5日	大 雨	農業被害－農業用施設 土木被害－河川(河岸) 道 路 林業被害－林 道 ・被害総額	23 か所 20 か所 16 か所 5 か所 839,900 千円
平成6年 9月16日～17日	台 風 2 4 号	農業被害－農 地 農 作 物 農業用施設 排水路 土木被害－河川(河岸) 道 路 水産被害－漁具(網) 林業被害－林 道 ・被害総額	2ha 67ha 4 か所 8 か所 10 か所 23 か所 7 か統 11 か所 429,913 千円
平成6年 10月4日	東 方 沖 地 震	農業被害－農業用施設 営農施設 その他施設 土木被害－河川(河岸) 道 路 商工被害－商 店 そ の 他－消防用施設 ・被害総額	1 か所 1 か所 3 か所 4 か所 1 か所 12 か所 1 か所 95,778 千円
平成8年 5月9日～10日	湿 害	農業被害－営農施設 林業被害－そ の 他 衛生被害－水 道 ・被害総額	25 か所 66ha 1 か所 23,200 千円

平成8年 5月22日～23日	大 雨	農業被害－排水路 9か所 農道他 32か所 土木被害－河川(河岸) 10か所 道路 29か所 橋梁 1か所 林業被害－治山施設 1か所 林道 24か所 ・被害総額 545,307千円
平成8年 9月23日	台風17号	水産被害－漁具(網) 5か統 ・被害総額 59,302千円
平成10年 8月27日～28日	大 雨	農業被害－農作物(冠水) 384ha 農道 1か所 明渠 17か所 土木被害－道路 24か所 林業被害－林道 2か所 ・被害総額 168,159千円
平成10年 9月16日～17日	台風5号	農業被害－農策者(完遂) 667.30ha 農道 6か所 牧道 2か所 明渠 6か所 土木被害－河川 7か所 道路 25か所 水産被害－漁具(網) 7か統 林業被害－林道 6か所 衛生被害－水道 4か所 その他－公園 1か所 ・被害総額 358,341千円
平成11年 5月5日	大 雨	農業被害－農道 2か所 明渠 5か所 土木被害－道路 26か所 河川 2か所 林業被害－治山施設 5か所 林道 4か所 ・被害総額 14,797千円
平成11年 7月14日	大 雨	農業被害－農道 3か所 明渠 1か所 土木被害－道路 11か所 河川 1か所 林業被害－林道 3か所 ・被害総額 429,913千円
平成12年 4月22日	大 雨	農業被害－農道 10か所 明渠 25か 土木被害－道路 30か所 河川 6か所 林業被害－治山施設 4か所 林道 15か所 ・被害総額 176,760千円
平成13年 9月11日	台風15号	農業被害－農作物 413.10ha 土木被害－道路 8か所 河川 4か所 林業被害－林道 3か所 ・被害総額 428,159千円
平成14年 10月1日	台風21号	農業被害－農道 7か所 明渠 19か所 土木被害－道路 31か所 河川 3か所 林業被害－林道 6か所 ・被害総額 25,120千円

平成 15 年 8 月 9 日	台 風 1 0 号	家屋被害－床下浸水 1 戸 3 人 農業被害－農作物 235.00ha 農道 7 か所 明渠 32 か所 土木被害－道路 32 か所 河川 2 か所 林業被害－林地 1 か所 林道 5 か所 衛生被害－施設 1 か所 ・被害総額 103,396 千円
平成 15 年 9 月 26 日	十 勝 沖 地 震	人的被害－行方不明者 2 人 重傷者 1 人 軽傷者 53 人 家屋被害－全壊 9 戸 24 人 半壊 27 戸 69 人 一部破損 105 戸 454 人 農業被害－農道 14 か所 明渠 4 か所 共同使用施設 18 か所 営農施設 353 か所 土木被害－道路 158 か所 河川 6 か所 橋梁 1 か所 下水道 143 か所 水産被害－漁船沈没 1 隻 破損 14 隻 共同利用施設 7 か所 林業被害－林道 19 か所 衛生被害－水道 町内一円 商工被害－商業 75 件 公立文教被害－小学校 3 校 中学校 1 校 給食センター 1 棟 ・被害総額 2,694,206 千円
平成 16 年 9 月 13 日	台 風 1 6 号	水産被害－漁具(網) 4 か統 ・被害総額 43,250 千円
平成 18 年 4 月 20 日	大 雨	農業被害－農道 4 か所 明渠 9 か所 土木被害－道路 28 か所 河川 1 か所 林業被害－林道 7 か所 ・被害総額 16,750 千円
平成 18 年 10 月 7 日～8 日	低 気 圧 による暴風と高波	水産被害－漁船破損 1 隻 共同利用施設 1 所 漁具(網) 6 か統 ・被害総額 333,342 千円
平成 19 年 9 月 7 日～8 日	台 風 9 号	農業被害－農道 4 か所 明渠 26 か所 土木被害－道路 33 か所 河川 11 か所 林業被害－林道 9 か所 ・被害総額 49,800 千円
平成 20 年 5 月 20 日	大 雨	農業被害－農道 6 か所 明渠 7 か所 土木被害－道路 51 か所 河川 1 か所 林業被害－林道 7 か所 治山施設 2 か所 ・被害総額 17,570 千円

平成 21 年 6 月 22 日～23 日	大 雨	農業施設－農道 6 か所 明渠 16 か所 土木被害－道路 26 か所 河川 8 か所 林業被害－林道 10 か所 治山施設 2 か所 ・被害総額 29,950 千円
平成 21 年 7 月 27 日～28 日	大 雨	農業施設－農道 8 か所 明渠 9 か所 土木施設－道路 24 か所 河川 2 か所 林業被害－林道 5 か所 ・被害総額 16,650 千円
平成 23 年 3 月 11 日	東 北 地 方 太 平 洋 沖 地 震	水産被害－漁業施設 7 箇所 漁船沈没・破損 54 隻 潮位計水没等 商工被害－工 業 2 か所 ・被害総額 100,098 千円
平成 24 年 5 月 4 日～ 5 日	大 雨	農業施設－農道 5 か所 牧場 2 か所 明渠 6 か所 土木施設－道路 25 か所 河川 15 か所 林業施設－林道 7 か所 ・被害総額 33,100 千円
平成 25 年 4 月 7 日	暴 風 雨	土木被害－道路 12 か所 河川 1 か所 建築被害－町有住宅等 4 戸 ・被害総額 9,875 千円
平成 28 年 8 月 17 日～24 日	台風 7 号、11 号、9 号	農業施設－農道 11 か所 明渠 12 か所 土木施設－道路 44 か所 河川 2 か所 林業被害－林道 7 か所 衛生被害－水道 3 か所 文教施設被害－小学校 6 か所 中学校 4 か所 社会体育施設 3 か所 公共施設被害－福祉施設 1 か所 農業施設 3 か所 公園施設 5 か所 ・被害総額 32,457 千円
平成 29 年 9 月 18 日	台 風 1 8 号	農業施設－農道 10 か所 明渠 20 か所 土木施設－道路 21 か所 河川 3 か所 林業被害－林道 9 か所 ・被害総額 16,550 千円

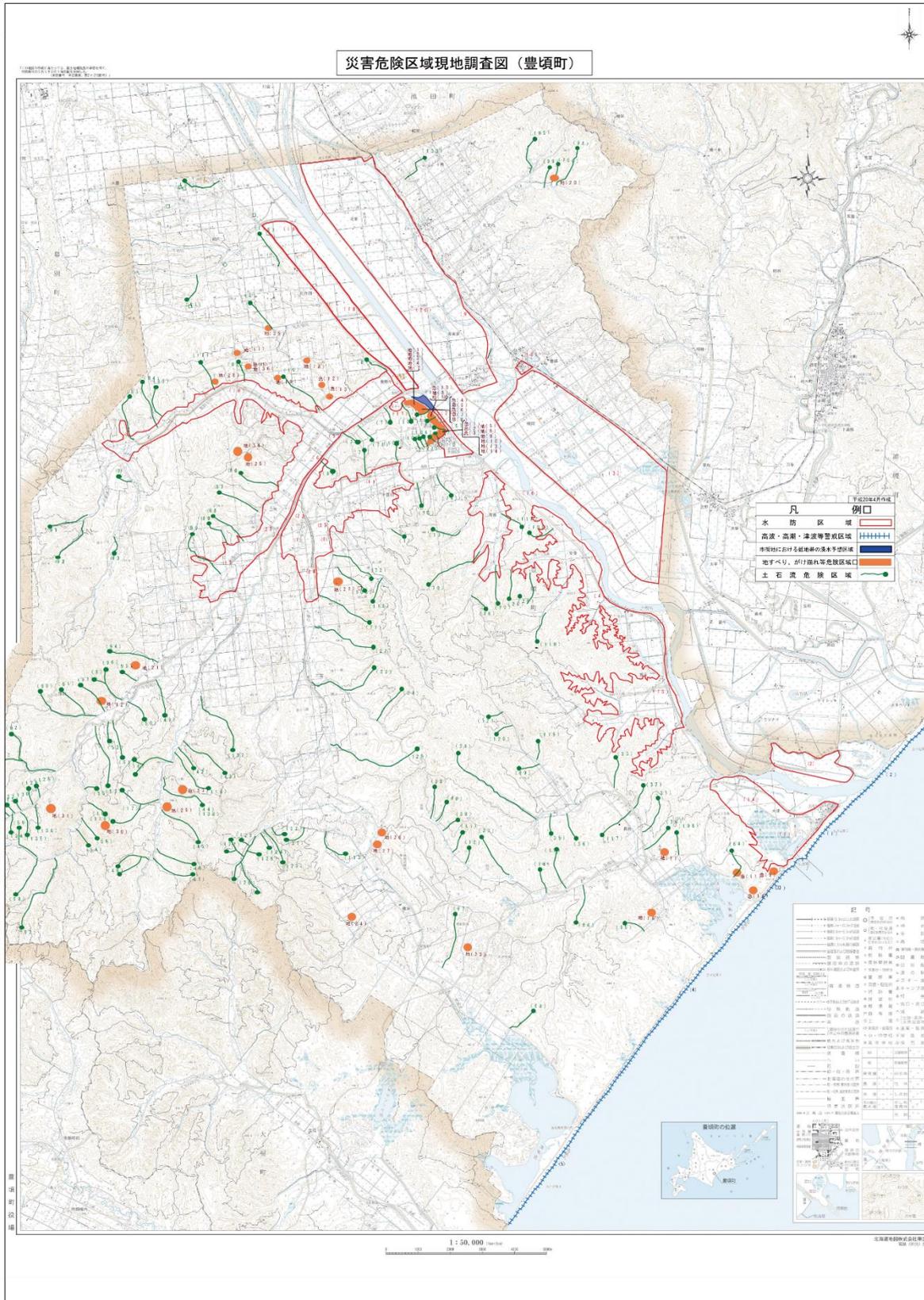
資料 16 豊頃町の災害対策本部設置標識

標 示 板



資料 17 災害危険区域等

1 災害危険区域現地調査図（豊頃町）



2 重要水防河川

番号	重要水防河川名			河川種類	流路延長
	市町村名	水系名	河川名		
1	豊頃町	十勝川	十勝川	1級河川	156,000
2	"	十勝川	打内川	1級河川	5,200
3	"	十勝川	上統内川	1級河川	1,100
4	"	十勝川	礼作別川	1級河川	3,100
5	"	十勝川	山蔭川	2級河川	4,000
6	"	十勝川	小川	1級河川	8,000
7	"	十勝川	久保川	1級河川	8,500
8	"	湧洞川	造林沢川	1級河川	800
9	"	十勝川	上農野牛川	1級河川	2,800
10	"	十勝川	農野牛川	1級河川	17,700
11	"	十勝川	旧利別川	1級河川	7,000
12	"	十勝川	礼文内川	1級河川	9,500
13	"	十勝川	下牛首別川	1級河川	10,800
14	"	十勝川	牛首別川	1級河川	12,200
15	"	十勝川	背負分線川	1級河川	2,200
16	"	十勝川	背負川	1級河川	4,700
17	"	十勝川	安骨川	1級河川	2,200
18	"	十勝川	上旅来川	1級河川	1,500
19	"	十勝川	カンカン川	1級河川	5,300
20	"	十勝川	カンカンピラ川	1級河川	1,100
21	"	長節川	長節川	2級河川	7,600
22	"	湧洞川	湧洞川	2級河川	3,300
23	"	十勝川	大津新川	準用河川	200
24	"	十勝川	カンカン川	準用河川	1,400
25	"	十勝川	造林沢川	準用河川	700
26	"	十勝川	7号沢川	準用河川	900
27	"	十勝川	育素多川	準用河川	2,200

3 重要水防区域

※注：合流点の(十)は十勝川、(牛)は牛首別川

番号		危険区域							予想される被害			
一連	図面	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域 延長(m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共施 設(棟)	道路	その他
102	1	豊頃町	大津築堤	十勝川	十勝川	河口から 2.3~2.71	右岸 200	氾濫				
103	2	〃	ウツナイ 築堤	〃	〃	河口から 2.3~2.5	左岸 100	〃				
104	3	〃	幌岡築堤	〃	〃	河口から 13.1~20.1	左岸 7,000	〃				
105	4	〃	旅来築堤	〃	〃	河口から 13.1	右岸 樋門箇所	決壊				
106	5	〃	牛首別 築堤	〃	牛首別川	(十)合流点から 3.5~5.3	右岸 1,800	氾濫				
107	6	〃	〃	〃	〃	(十)合流点から 5.5	右岸 樋門箇所	決壊				
108	7	〃	久保川 築堤	〃	久保川	(牛)合流点から -0.1~0.7	右岸 700	氾濫				
109	8	〃	二宮築堤	〃	〃	(十)合流点から 1.3	左岸 樋門箇所	決壊				
110	9	〃	礼文内 築堤	〃	礼文内川	(十)合流点から 2.9	右岸 樋門箇所	〃				
111	10	〃	農野牛	〃	農野牛川	合流点から 4.2~7.0	左右岸 2,800	法面崩壊	20			畑10ha
112	11	〃	牛首別	〃	下牛首別川	合流点から 3.1~7.0	左右岸 3,900	氾濫	10			畑10ha
113	12	〃	二宮	〃	山陰川	合流点から 1.2~2.7	左右岸 1,000	〃	1			畑5ha
114	13	〃	豊頃	〃	佐々田川	合流点から 0.5~0.9	左右岸 200	〃	5			
115	14	〃	大津築堤	〃	十勝川	河口から 6.1~6.3	右岸 300	〃				
116	15	〃	旅来築堤	〃	〃	河口から 7.7~9.7	右岸 2,100	〃				
117	16	〃	〃	〃	〃	河口から 11.5~16.7	右岸 5,300	〃				
118	17	〃	茂岩築堤	〃	〃	河口から 21.5~21.7	右岸 100	〃				
119	18	〃	礼作別 築堤	〃	〃	河口から 21.7~30.5	右岸 8,500	〃				
120	19	〃	統内築堤	〃	〃	河口から 30.5~31.5	右岸 1,100	〃				
121	20	〃	育素多 築堤	〃	〃	河口から 21.1~29.1	左岸 8,200	〃				
122	21	〃	茂岩橋	〃	〃	河口から 21.05						
123	22	〃	牛首別 築堤	〃	牛首別川	(十)合流点から 6.1~7.5	左岸 1,300	氾濫				
124	23	〃	新川橋	〃	〃	(十)合流点から 6.75						
125	24	〃	久保川 築堤	〃	久保川	(牛)合流点から 1.9~2.3	右岸 500	氾濫				
126	25	〃	新石神橋	〃	〃	(牛)合流点から 1.04						

4 低地帯の浸水予想区域

番号		危険区域の現況					予想される被害				法律等における指定状況					
一連	図面	市町村名	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	災害の 要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指 定 機 関	法 令 名	指 定 年 月 日	指 定 番 号	危険区域との関連	
															全部	一部
23	1	豊頃町	茂岩	茂岩新和町	10.0	浸水	11									

5 高波、高潮、津波等危険区域

番号		危険区域の現況					予想される被害				法律等における指定状況						
一連	図面	市町村名	海岸名	海岸線 危険区 域延長 (m)	指定済 延長(m)	海岸保 全施設 の区域 延長 (m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指 定 機 関	法 令 名	指 定 年 月 日	指 定 番 号	危険区域との関連	
																全部	一部
21	1	豊頃町	大津	3,460	2,225		高潮 津波 2~3	209	役場支所 1棟 学校 1棟			道	海岸法	s 36.5.30	1228	○	
22	2	〃	ウツナイ	2,800	2,800	2,800						〃	〃	〃	1228	○	
23	3	〃	トンケシ	1,145	1,145					道 道 800		〃	〃	〃	1228	○	
24	4	〃	長節	6,600	6,600	6,600				町 道 1,500		〃	〃	〃	1228	○	
25	5	〃	湧洞	6,140	6,140	6,140				道 道 3,400 町 道 2,800		〃	〃	〃	1228	○	

6 土砂災害関係

(1) 地すべり危険箇所

番号		危険区域の現況				予想される被害				法律等における指定状況						
一連	図面	市町村名	区域名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		
														全部	一部	
38	1	豊頃町	放光寺の沢	茂岩	0.7	4		道道								
39	2	"	畠山の沢	"	0.1	6		"								
40	3	"	天理教の沢	"	0.1	4		"								
41	4	"	石田の沢	"	0.1	3		"								
42	5	"	小学校前	"	0.2	3		"								
43	6	"	大正寺の沢	"	0.3	7		"								
44	7	"	茂岩1	放光寺地先 茂岩神社地先	2.0	27	アメニテイホール1	道道 町道								
45	8	"	茂岩2	茂岩神社地先 町役場地先	2.8	22	豊頃消防署 豊頃町役場各1	" "								
46	9	"	茂岩3	町役場地先 大正寺地先	2.3	10		" "								
47	10	"	茂岩4	大正寺地先 永井の沢	5.4	10		道道								
48	11	"	長節地先	長節	18.5			国道								
49	12	"	中新興川	二宮	21.0	2		道道500m 畑13ha								
50	13	"	松崎の沢	茂岩	0.5	8		道道								
51	14	"	田中の沢	"	0.5	5		"								
52	15	"	消防の沢	"	0.5	7		"								
53	16	"	井下の沢	長節	1.5	2										
54	17	"	棚の沢	統内	1.5	3										
55	18	"	樋口の沢	礼作別	4.0	4		町道								

番号		危険区域の現況				予想される被害				法律等における指定状況						
一連	図面	市町村名	区域名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		
														全部	一部	
56	19	豊頃町	安達の沢	礼作別	6.6	2										
57	20	"	新田の沢	礼文内	3.0	2										
58	21	"	森の沢	二宮	2.0	3										
59	22	"	山田の沢	久保	2.5	3										
60	23	"	あかねの沢	湧洞	8.5				草地 19ha							
61	24	"	大規模の沢	"	14.0				" 19ha							
62	25	"	石神団地	石神	44.0			町道								
63	26	"	斉藤の沢	湧洞	9.0	2										
64	27	"	田上の沢	"	4.0											
65	28	"	ノヤウシ	農野牛	16.0	3										
66	29	"	取水地地先	二宮	7.0	7	1	町道								
67	30	"	赤石Bの沢	"	8.0	7		"								
68	31	"	ヌカナイゴシJの沢	"	7.0			道道								
69	32	"	ヌカナイゴシ峠沢	"	5.0			"								
70	33	"	井村の沢	"	7.0			町道								
71	34	"	保栄カイバの沢	農野牛	1.4				畑 10ha							
72	35	"	佐々木の沢	礼作別	0.3			町道	畑 10ha							
73	36	"	目黒の沢	"	0.4			"	畑 3.9ha							

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

番 号		危 険 区 域 の 現 況				予 想 さ れ る 被 害				法 律 等 に お け る 指 定 状 況						
一連	図面	市町村名	区域名	場 所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設	道 路	そ の 他	指定機関	法令名	指 定 年月日	指定番号	危険区域との関連		
														全部	一部	
158	1	豊頃町	茂岩1	茂 岩	1.3	22	商工会館 1	道道 220m 町道 130m			(総点検)					
159	2	"	茂岩2	"	0.4	30	商工会館 1	町道 45m			"					
160	3	"	茂岩3	"	1.1	11	寺院 1	道道 195m			"					
161	4	豊頃町	寺の沢	茂 岩	1.0	13		国道								
162	5	"	中村の沢	"	1.0	28		"								
163	6	"	下野の沢	"	1.0	40		道道								
164	7	"	三上の沢	"	1.0	55		"								
165	8	"	茂岩地内	"	3.0			"								
166	9	"	トンケシ	長 節	8.0			"								
167	10	"	小松の沢	茂 岩	1.0	10		町道								
168	11	"	井下団地	長 節	1.0			道道								
169	12	"	桐山の沢	礼作別	1.0	1		町道								
170	13	"	桐山2の沢	"	1.0	1		"								
171	14	"	長節団地	長 節	1.0		1	道道								

(3) 土石流危険渓流等予想箇所

番号		危険区域の現況							予想される被害					
一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度溪流番号	溪流概況		砂防指定地番号・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
								溪流長(km)	面積(ha)					
433	1	豊頃町	オオカミ沢川	十勝川	下牛首別川	オオカミ沢川	(総点検)215	1.6	0.0		1			
434	2	"	茂岩4の沢川	"	"	茂岩4の沢川	(総点検)218	0.4	0.0		3			
435	3	"	茂岩3の沢川	"	"	茂岩3の沢川	(総点検)219	0.1	0.0		2			
436	4	"	茂岩2の沢川	"	"	茂岩2の沢川	(総点検)220	0.2	1.6		2			
437	5	"	茂岩1の沢川	"	茂岩1の沢川	茂岩1の沢川	(総点検)	0.1	1.3		2			
438	6	"	茂岩	"	茂岩役所川	茂岩役所川	(総点検)74	0.5	0.0		8	寺1 浄水場1		
439	7	"	"	"	茂岩橋の沢川	茂岩橋の沢川	(総点検)75	0.25	3.1		16	警察1		畑 0.5ha
440	8	"	大川	"	牛首別川	大川二の沢川	(総点検)	0.87	7.5		3			
441	9	"	農野牛	"	農野牛川	神社の沢川	(総点検)	0.1	0.0		1			
442	10	"	"	"	"	下農野牛沢川	(総点検)	1.03	0.0		8			

番号		危険区域の現況							予想される被害					
一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度溪流番号	溪流概況		砂防指定地番号・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
								溪流長(km)	面積(ha)					
443	11	豊頃町	礼作別	十勝川	南22線沢川	南22線沢川	(総点検)	1.3	0.0		1			
444	12	〃	〃	〃	南21線沢川	南21線沢川	(総点検)73	0.55	0.0		2			
445	13	〃	〃	〃	上統内川	上統内川	(総点検)	0.47	0.0					
446	14	〃	タカの沢	長節川	長節川	タカの沢		1.0	6.7		3			
447	15	〃	15林班桂の沢	〃	〃	15林班桂の沢		4.0	11.0		1			
448	16	〃	ワタナベの沢	十勝川	小川	ワタナベの沢		1.6	65.0		10			
449	17	〃	末永の沢	〃	〃	末永の沢		2.0	35.0		10			
450	18	〃	ツウンベツD沢	〃	牛首別川	ツウンベツD沢		1.5	45.0		2			
451	19	〃	長節	長節川	長節川	長節		2.0	3.0		3			
452	20	〃	湧洞の沢	湧洞川	湧洞川	湧洞の沢		1.0	4.0					
453	21	〃	湧洞林道の沢	〃	〃	湧洞林道の沢		0.1	0.3		1			
454	22	〃	久保(1林班)	牛首別川	久保川	ツルハシの沢		2.0	21.0		3		道道湧洞豊頃停車場線 1.0	畑 3ha
455	23	〃	〃	〃	〃	いろはの沢		2.0	20.0				〃	〃
456	24	〃	久保(1林班)	〃	〃	下一俣沢		1.5	19.0				久保林道 1.0	
457	25	〃	〃	〃	〃	ウラノ沢		2.5	40.0				道道湧洞豊頃停車場線 1.0	畑 3ha
458	26	〃	背負(5林班)	十勝川	背負川	ほまれ沢		0.4	1.5				安骨森林道 1.0	
459	27	〃	〃	〃	〃	かえでの沢		0.6	1.8				町道南三十九線 1.0	
460	28	〃	安骨(6林班)	〃	安骨川	こずえの沢		0.7	2.0				〃	
461	29	〃	〃	〃	〃	つくしの沢		0.4	1.0				〃	畑 2ha
462	30	〃	長節(9林班)	長節川	ワッカリベツ川	ガッコウの沢		1.0	3.0		1			畑 1ha

番 号		危 険 区 域 の 現 況							予 想 さ れ る 被 害					
一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度溪流番号	溪 流 概 況		砂防指定地番号・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道 路	その他
								溪流長(km)	面積(ha)					
463	31	豊頃町	長 節 (9林班)	長節川	ワッカ リベツ 川	タニフ ジの沢		1.1	3.0		2		道道 旅来豊 頃停車 場線 0.5	畑 2ha
464	32	"	"	"	"	長山の 沢		0.6	2.0				"	
465	33	"	"	"	"	まつば の沢		0.5	2.0				"	
466	34	"	長 節 (13林班)	"	"	ボンチ ョウブ シの沢		3.0	80.0				長節林 道 1.0	
467	35	"	長 節 (14林班)	"	"	ヤマト の沢		0.8	2.5		3		"	
468	36	"	"	"	"	ヒロミ の沢		1.0	3.5		2		"	畑 2ha
469	37	"	"	"	長節川	タカノ 沢		1.5	15.0		1		国 道 336号 1.0	"
470	38	"	"	"	"	ナカジ マの沢		1.3	10.0					
471	39	"	長 節 (15林班)	"	"	水月の 沢		0.7	2.5					
472	40	"	"	"	"	えびす の沢		0.5	2.0					
473	41	"	"	"	"	きばら しの沢		0.7	2.5					
474	42	"	小 川 (62林班)	十勝川	牛首別川	ハクシ ンの沢		1.0	20.0		4		町道 1.0	畑 3ha
475	43	"	"	"	"	コハタ の沢		1.5	15.0				"	
476	44	"	"	"	"	井村の 沢		0.5	2.0				"	
477	45	"	小 川 (63林班)	"	"	佐々木 の沢		2.4	35.0				"	畑 1ha
478	46	"	"	"	"	ヨコタ の沢		0.7	8.0				小花林 道 0.5	
479	47	"	"	"	"	末広の 沢		1.0	15.0				小花林 道 1.0	
480	48	"	小 川 (64林班)	"	"	カツラ の沢		1.2	13.0				"	
481	49	"	小 川 (67林班)	"	"	赤石の 沢		1.3	10.0				"	
482	50	"	大 川 (68林班)	"	"	星の沢		2.5	15.0		3		道道 尾田豊 頃停車 場線 1.0	畑 2ha

番号		危険区域の現況							予想される被害					
一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度溪流番号	溪流概況		砂防指定地番号・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
								溪流長(km)	面積(ha)					
483	51	豊頃町	大川(68林班)	十勝川	牛首別川	ダルマの沢		0.8	5.0		3		道道尾田豊頃停車場線 1.0 ソウンベツ沢林道 0.2	畑 2ha
484	52	"	"	"	"	テツヤの沢		1.3	13.0		1		道道尾田豊頃停車場線 1.0	畑 2ha
485	53	"	"	"	"	ミドロの沢		0.4	2.0		2		"	"
486	54	"	"	"	"	カンノの沢		1.7	15.0				"	"
487	55	"	大川(69林班)	"	"	ソウンベツA沢		0.4	2.0				ソウンベツの沢林道 0.5	
488	56	"	"	"	"	ソウンベツB沢		0.3	1.5				"	
489	57	"	"	"	"	ソウンベツC沢		0.8	5.5				"	
490	58	"	大川(71林班)	"	"	岩ノ沢		2.8	45.0				大川林道 0.7	
491	59	"	大川(72林班)	"	"	ゴセナヤラクンナイ沢		0.8	25.0				大川林道 1.0	
492	60	"	"	"	"	イキライノ沢		1.5	35.0				大川林道 1.5	
493	61	"	大川(73林班)	"	"	アイヌの沢		1.5	85.0				町道 0.5	畑 3ha
494	62	"	"	"	"	アイヌの沢支線		1.0	20.0		3		"	"
495	63	"	大川(74林班)	"	"	アマの沢		1.5	70.0		3		"	"

番号		危険区域の現況							予想される被害					
一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度溪流番号	溪流概況		砂防指定地番号・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
								溪流長(km)	面積(ha)					
496	64	豊頃町	トンケン	長節川	長節川	長節湖の沢		0.5	1.0				町道	
497	65	〃	長節	〃	長節小沢川	井下の沢		0.5	1.0		1		〃	
498	66	〃	西長節	〃	長節川	西長節の沢		0.2	1.0		1		〃	
499	67	〃	湧洞	湧洞川	湧洞川	湧洞の沢1号		0.5	1.0		1		〃	
500	68	〃	〃	〃	〃	湧洞の沢2号		0.4	1.0				〃	
501	69	〃	ワッカリベツ	長節川	ワッカリ川	ワッカリ沢		1.0	1.0				林道	
502	70	〃	背負	十勝川	背負川	背負第2分線沢		0.5	1.0		1			
503	71	〃	久保	〃	久保川	久保の沢		0.4	1.0		1		町道	
504	72	〃	〃	〃	〃	山田の沢		0.5	1.0		1			
505	73	〃	背負	〃	背負川	背負第1分線沢		0.5	1.0		1			
506	74	〃	牛首別	〃	下牛首別川	下牛首別川支流沢		0.5	1.0		2			
507	75	〃	〃	〃	〃	熊野の沢		0.4	1.0		2			
508	76	〃	〃	〃	〃	南5線沢		0.5	1.0		1			

番号		危険区域の現況							予想される被害					
一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度溪流番号	溪流概況		砂防指定地番号・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
								溪流長(km)	面積(ha)					
509	77	豊頃町	茂岩	十勝川	牛首別川	西3号沢		0.4	1.0		1			
510	78	"	"	"	"	高台の沢1号		0.5	1.0				林道	
511	79	"	"	"	"	高台の沢2号		0.4	1.0				"	
512	80	"	"	"	"	高台の沢3号		0.5	1.0				"	
513	81	"	農野牛	"	十勝川	長崎の沢		1.0	1.0		1		町道	
514	82	"	保栄	"	農野牛川	北9線沢		0.5	1.0		1		"	
515	83	"	"	"	"	北11線沢		0.5	1.0		1		"	
516	84	"	"	"	"	北12線沢		0.2	1.0		2		"	
517	85	"	"	"	"	小学校の沢		1.0	1.0		1		"	
518	86	"	石神	"	牛首別川	西原の沢1号		0.5	1.0		2		"	
519	87	"	"	"	"	西原の沢2号		0.5	1.0		3		"	
520	88	"	"	"	"	原田の沢		0.4	1.0		1		"	
521	89	"	"	"	"	西原の沢4号		0.4	1.0		2		"	
522	90	"	"	"	"	西原の沢5号		0.5	1.0		2		"	

番号		危険区域の現況							予想される被害					
一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度溪流番号	溪流概況		砂防指定地番号・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
								溪流長(km)	面積(ha)					
523	91	豊頃町	農野牛	十勝川	農野牛川	楽山の沢		0.5	1.0		1		町道	
524	92	"	"	"	"	18線沢		0.4	1.0				"	
525	93	"	"	"	"	農野牛本沢		0.8	2.0		1		"	
526	94	"	大川	"	牛首別川	大川第2沢		0.5	1.0		1		"	
527	95	"	"	"	"	横山沢		0.2	1.0		3		"	
528	96	"	"	"	"	天野の沢		0.5	1.0		2		"	
529	97	"	"	"	"	分校の沢		0.4	1.0		2		"	
530	98	"	礼文内	"	礼文内川	新田の沢3		0.6	3.0		1		"	
531	99	"	"	"	"	新田の沢1		0.6	3.0		1		"	
532	100	"	"	"	"	新田の沢2		0.6	3.0		1		"	
533	101	"	茂岩	"	牛首別川	処理場の沢		0.7	4.0			1		
534	102	"	"	"	下牛首別川	熊野の沢		0.5	4.0		10		道道	
535	103	"	十弗	"	十弗沢川	山崎の沢		0.5	2.0		1		"	
536	104	"	茂岩	"	下牛首別川	永井の沢		0.3	2.0		10		"	

番 号		危 険 区 域 の 現 況							予 想 さ れ る 被 害					
一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度溪流番号	溪 流 概 況		砂防指定地番号・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道 路	その他
								溪流長(km)	面積(ha)					
537	105	豊頃町	礼文内	十勝川	礼文内川	2の沢		1.0	1.0				町道	
538	106	"	石 神	"	久保川	保科の沢		1.0	1.0		1			
539	107	"	茂 岩	"	下牛首別川	町有林の沢		0.4	1.0		1			
540	108	"	長 節	"	長節川	井下の沢		0.2	1.0				町道	
541	109	"	安 骨	"	安骨川	安骨の沢1		0.3	1.0		2		道道	
542	110	"	"	"	"	安骨の沢2		0.3	1.0		2		"	
543	111	"	農野牛	"	農野牛川	山本の沢		0.5	1.0		2		"	
544	112	"	背 負	"	背負川	熊野の沢		0.3	1.0		1		町道	
545	113	"	湧 洞	湧洞川	湧洞川			2.0	12.0		3			畑 5ha
546	114	"	小 川	十勝川	小 川	伊関の沢		0.3	1.5		4			畑 30ha
547	115	"	二 宮	"	牛首別川	ソウンベツの沢		0.5	3.0				林道 300m	
548	116	"	統 内	"	十勝川	南21線川		0.55	0.1		5	1		
549	117	"	長 節 (143林班)	長節川	ワッカリベツ川	長節町有林の沢川		1.0	3.1					
550	118	"	牛首別 (1林班)	十勝川	砂 川	砂川Aの沢		0.9	2.0		1		道道尾田 豊頃停車場線 1.0km	畑 5ha

番 号		危 険 区 域 の 現 況							予 想 さ れ る 被 害					
一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度溪流番号	溪 流 概 況		砂防指定地指定番号・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道 路	その他
								溪流長(km)	面積(ha)					
551	119	豊頃町	長 節 (10林班)	長節川	ワッカリベツ川	ワッカリベツ1の沢		0.5	3.0		1		町道 1.5km	畑 3ha
552	120	"	長 節 (11林班)	"	"	ワッカリベツ2の沢		0.3	1.5		1		"	"
553	121	"	"	"	"	ワッカリベツ3の沢		0.3	1.0		1		"	"
554	122	"	湧 洞 (20林班)	湧洞川	湧洞川	サルの沢		0.2	0.5		2		林道 2.0km	畑 2ha
555	123	"	"	"	"	湧洞1の沢		1.0	25.0		2		"	"
556	124	"	"	"	"	湧洞2の沢		0.4	2.0		2		"	"
557	125	"	"	"	"	湧洞3の沢		0.4	1.5		2		"	"
558	126	"	"	"	"	湧洞4の沢		0.5	2.5		2		"	"
559	127	"	"	"	"	湧洞5の沢		0.5	3.0		2		"	"
560	128	"	大 川 (79林班)	十勝川	牛首別川	スカナイゴシAの沢		0.2	0.5				道道尾田豊頃停車場線 2.0km	
561	129	"	"	"	"	スカナイゴシBの沢		0.3	0.5				"	
562	130	"	"	"	"	スカナイゴシCの沢		0.3	0.5				"	
563	131	"	"	"	"	スカナイゴシDの沢		0.2	0.5				"	

番 号		危 険 区 域 の 現 況							予 想 さ れ る 被 害				整 備 計 画			
一連	図面	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度溪流番号	溪 流 概 況		砂防指定地番号・年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道 路	その他	実施機関	概 要
								溪流長(km)	面積(ha)							
564	132	豊頃町	大 川 (79林班)	十勝川	牛首別川	ヌカナイゴシEの沢		0.6	0.5				道道尾田豊頃停車場線 2.0km		道 (水産林務部)	昭和50年 工事施工
565	133	"	"	"	"	ヌカナイゴシFの沢		0.7	1.0				"		"	昭和56年 工事施工
566	134	"	大 川 (77林班)	"	"	ヌカナイゴシGの沢		0.5	1.5				"		"	平成10年 工事施工
567	135	"	"	"	"	ヌカナイゴシHの沢		0.5	1.0				"		"	計画検討中
568	136	"	"	"	"	ヌカナイゴシIの沢		0.50	1.0				"		"	"
569	137	"	小 川 (62林班)	"	小 川	62林班沢		0.7	0.5				町道 2.0km	畑 3ha	"	"
570	138	"	小 川 (63林班)	"	"	63林班沢		0.7	0.5				林道 2.0km	畑 1ha	"	"

7 危険施設等所在一覧

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

事業所名	所在地	電話	製造所等の別	種類	種類及び許可数量 (単位: ℓ)		
					第 3 石油類	第 2 石油類	第 4 石油類
豊頃町える夢館	茂岩本町 166	579-5801	地下タンク 貯蔵所	第 4 類	15,000		
豊頃愛生協会 とよころ荘	茂岩 49-78	574-2627	〃	〃	5,000		
豊頃消防署	茂岩本町 116	574-2310	〃	〃	5,000		
豊頃町総合体育館	茂岩本町 167	574-2480	〃	〃	12,000		
(株)杉村商店	茂岩本町 48	574-2005	給油取扱所	〃	10,500	29,500	2,000
			移動タンク 貯蔵所	〃	4,000		
			〃	〃	4,000		
豊頃町農業協同組合 麦乾燥貯溜施設	二宮 1739	574-2101	地下タンク 貯蔵所	〃	9,500		
豊頃町立豊頃医院	茂岩栄町 107	574-2020	〃	〃	3,000		
旧茂岩河川事務所 (町所有)	茂岩栄町 102	574-2211	〃	〃	7,000	H16. 4. 27 休止中	
十勝ロイヤルホテル	茂岩 49-1	574-2111	〃	〃	15,000		
二宮報徳館	二宮 2640	574-3126	〃	〃	1,900		
(有)十勝ファーム	統内 57	574-2880	給油取扱所	〃	19,000	H23. 7. 29 休止中	
			移動タンク 貯蔵所	〃	4,000		
(株)タチノ 豊頃事業所	礼作別 666	574-2804	給油取扱所	〃	19,000		
世紀東急工業(株) 豊頃営業所	礼作別 64-2	574-2952	屋外タンク 貯蔵所	〃	20,000		
中島興業(株)	農野牛 24	574-2938	給油取扱所	〃	19,200		
池田河川事務所 牛首別排水機場	牛首別 14	572-2661	屋外タンク 貯蔵所	〃	15,000		
			〃	〃	15,000		
			〃	〃	15,000		

事業所名	所在地	電話	製造所等の別	種類	種類及び許可数量(単位:ℓ)		
二宮排水機場	二宮358	574-2211	屋外タンク 貯蔵所	〃	第3石油類 10,000		
小川排水機場	二宮2859	574-2211	屋外タンク 貯蔵所	第4類	第3石油類 7,000		
農事組合法人 よつ葉牧場	礼作別575-1	574-3532	移動タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 4,000		
豊頃石油(有)	豊頃旭町160	574-2225	給油取扱所	〃	第1石油類 9,600	第2石油類 25,200	第4石油類 700
			移動タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 4,000		
大栄運輸(有)	豊頃旭町121	574-2156	給油取扱所	〃	第2石油類 19,200		
タイキ工業(株)	豊頃263	574-3435	〃	〃	第2石油類 9,500		
北海道農材工業(株)	豊頃488-2	574-3718	地下タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 20,000		
豊頃町立豊頃小学校	中央若葉町 22-1	574-2619	〃	〃	第3石油類 6,000		
豊頃町立豊頃中学校	中央若葉町 11	574-2427	〃	〃	第3石油類 15,000		
豊頃町農業協同組合 中央給油所	中央若葉町 14	574-2532	給油取扱所	〃	第1石油類 15,000	第2石油類 10,000	第4石油類 1,890
豊頃町農業協同組合 事務所	中央若葉町 12	574-2101	地下タンク 貯蔵所	〃	第3石油類 10,000		
豊頃町農業協同組合 麦乾燥貯溜施設	豊頃佐々田町 53	574-3107	地下タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 9,600		
			〃	〃	第2石油類 20,000		
			一般取扱所	〃	第2石油類 1,424		
			〃	〃	第2石油類 8,000		
			〃	〃	第2石油類 5,000		
豊頃町農業協同組合 大根選果場	幌岡7	574-2006	地下タンク 貯蔵所	〃	第3石油類 9,600		
豊頃町農業協同組合 整備工場	中央若葉町 14	574-2416	屋外貯蔵所	〃	第4石油類 10,000		
池田河川事務所 育素多排水機場	育素多	572-2661	地下タンク 貯蔵所	〃	第3石油類 15,000		
学校給食センター	中央若葉町 11	574-4600	〃	〃	第3石油類 5,000		

事業所名	所在地	電話	製造所等の別	種類	種類及び許可数量 (単位: 0)		
					第1石油類	第2石油類	第3石油類
中村商店	大津寿町 18	575-2321	給油取扱所	第4類	第1石油類 6,000	第2石油類 14,000	
			移動タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 3,000		
			〃	〃	第2石油類 1,860	H14.6.3 休止中	
			〃	〃	第2石油類 1,950	H14.6.3 休止中	
松村商店	大津幸町 38	575-2226	給油取扱所	〃	第1石油類 10,600	第2石油類 18,500	第3石油類 2,000
			移動タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 3,000		
			〃	〃	第2石油類 3,000		
大津漁業協同組合	大津港町 35	575-2321	地下タンク 貯蔵所	〃	第3石油類 5,000		
			屋外タンク 貯蔵所	〃	第3石油類 100,000		
			給油取扱所 (船舶)	〃	第3石油類 15,000		
アイシン精機(株) 豊頃試験場	湧洞 1378-2	574-3911	地下タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 10,000		
			〃	〃	第2石油類 10,000		
			給油取扱所	〃	第1石油類 25,000	第2石油類 15,000	
	湧洞 650	574-3911	移動タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 2,000		
(株)エコERC 豊頃工場	茂岩 49-16	579-5511	製造所	〃	第2石油類 7,400	第3石油類 3,430	アルコール 類 480
			一般取扱所	〃	第2石油類 7,400	第2石油類 5,000	
			屋外タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 20,000		
			〃	〃	第3石油類 20,000		
			〃	〃	第3石油類 10,000		
			〃	〃	アルコール 類 10,000		
			移動タンク 貯蔵所	〃	第2石油類 4,000		
			地下タンク 貯蔵所	〃	第3石油類 10,000		

資料 18 災害情報等報告様式等

1 別表 1 (災害情報)

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時 分	現在	発受信日時	月 日 時 分
発信機関 (振興局・市町村名等)			受信機関 (振興局・市町村名等)	
発信者 (職・氏名)			受信者 (職・氏名)	
発生場所				
発生日時	月 日 時 分		災害の原因	
気象等の 状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン 関係の 状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
その他				
(1) 災害対策本部等の 設置状況	(名 称) (設置日時)	月 日 時 分	設置	
	(名 称) (設置日時)	月 日 時 分	設置	
(2) 災害救助法の 適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数

	(救助実施内容)					
応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		避難勧告				
	避難指示					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
(5) その他措置の状況						
(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況			
	市町村職員	名				
	消防職員	名				
	消防団員	名				
	その他（住民等）	名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

2 別表2 (被害状況報告)

被害状況報告 (速報 中間 最終)

						月 日 時現在			
災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因					
災害発生場所									
発信	機関 (市町村) 名				受信	機関 (市町村) 名			
	職・氏名					職・氏名			
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分	
項目		件数等	被害金額 (千円)		項目		件数等	被害金額 (千円)	
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		道 工 事	河川	か所		
	行方不明	人				海岸	か所		
	重傷	人				砂防設備	か所		
	軽傷	人				地すべり	か所		
計	人	急傾斜地	か所						
②住家被害	全壊	棟		市 町 村 工 事		道路	か所		
		世帯				橋梁	か所		
		人			小計	か所			
	半壊	棟		河川	か所				
		世帯		道路	か所				
		人		橋梁	か所				
	一部破損	棟		小計	か所				
		世帯		港湾	か所				
	床上浸水	棟		漁港	か所				
		世帯		下水道	か所				
人			公園	か所					
床下浸水	棟		崖くずれ	か所					
	世帯		計	か所					
	人		漁船	沈没流失	隻				
③非住家被害	全壊	公共建物	棟		破損	隻			
		その他	棟		計	隻			
	半壊	公共建物	棟		漁港施設	か所			
		その他	棟		共同利用施設	か所			
計	公共建物	棟		その他施設	か所				
	その他	棟		漁具 (網)	件				
④農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha					
			浸冠水	ha					
		畑	流失・埋没等	ha					
			浸冠水	ha					
	農作物	田	ha						
		畑	ha						
	農業用施設	か所							
	共同利用施設	か所							
	営農施設	か所							
	畜産被害	か所							
その他	か所								
計									
⑤土木被害	道 工 事	河川	か所						
		海岸	か所						
		砂防設備	か所						
		地すべり	か所						
		急傾斜地	か所						
		道路	か所						
		橋梁	か所						
	小計	か所							
	市 町 村 工 事	河川	か所						
		道路	か所						
橋梁		か所							
小計	か所								
港湾	か所								
漁港	か所								
下水道	か所								
公園	か所								
崖くずれ	か所								
計	か所								
⑥水産被害	漁船	沈没流失	隻						
		破損	隻						
		計	隻						
	漁港施設	か所							
	共同利用施設	か所							
	その他施設	か所							
漁具 (網)	件								
水産製品	件								
その他	件								
計									
⑦林業被害	道 有 林	林地	か所						
		治山施設	か所						
		林道	か所						
		林産物	か所						
		その他	か所						
	小計	か所							
	一 般 民 有 林	林地	か所						
		治山施設	か所						
		林道	か所						
		林産物	か所						
その他		か所							
小計	か所								
計	か所								

項目		件数等	被害金額(千円)	項目	件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生被害	水道	カ所		⑪ 社会教育施設被害	カ所		
	病院	公立	カ所	⑫ 社会福祉施設等被害	公立	カ所	
		個人	カ所		法人	カ所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	カ所	計	カ所		
		し尿処理	カ所				
火葬場	カ所						
計	カ所						
⑨ 商工被害	商業	件		⑬ その他	鉄道不通	カ所	
	工業	件			鉄道施設	カ所	
	その他	件			被害船舶(漁船除く)	隻	
計	件		空港		カ所		
⑩ 公立文教施設被害	小学校	カ所			水道	戸	—
	中学校	カ所			電話	回線	—
	高校	カ所			電気	戸	—
	その他文教施設	カ所			ガス	戸	—
	計	カ所			ブロック塀等	カ所	
					都市施設	カ所	
				計		—	
被害総額							
公共施設被害市町村数	団体			火災発生	建物	件	
罹災世帯数	世帯				危険物	件	
罹災災者数	人				その他	件	
消防職員出動延人数	人			消防団員出動延人数	人		
災害対策本部の設置状況	道(振興局)						
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名							
補足資料(※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取り扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか							

3 別表3（被害状況判定基準）

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>2) 町外の者が町内に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、本町の死亡者として取り扱う。（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）</p> <p>3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>1) 死者欄の2) 3) を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>2) 死者欄の2) 3) を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>2) 死者欄の2) 3) を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わずすべてを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
② 住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもので、 1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 2) 埋没とは、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。

被害区分		判断基準
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
⑥ 水産被害	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。

被害区分		判断基準
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
被害区分		判断基準
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む)等をいう。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行出来ない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀のか所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

資料 19 自衛隊災害派遣要請

1 様式第 1 号

	第	号
平成	年	月 日
十勝総合振興局長 様		
	豊頃町長	
災害派遣要請の依頼について このことについて、次のとおり派遣要請を依頼します。		
記		
1	災害の状況及び派遣を要請する事由	
2	派遣を希望する期間	
3	派遣を希望する区域及び活動内容	
4	派遣部隊が展開できる場所	
5	派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項	

2 様式第 2 号

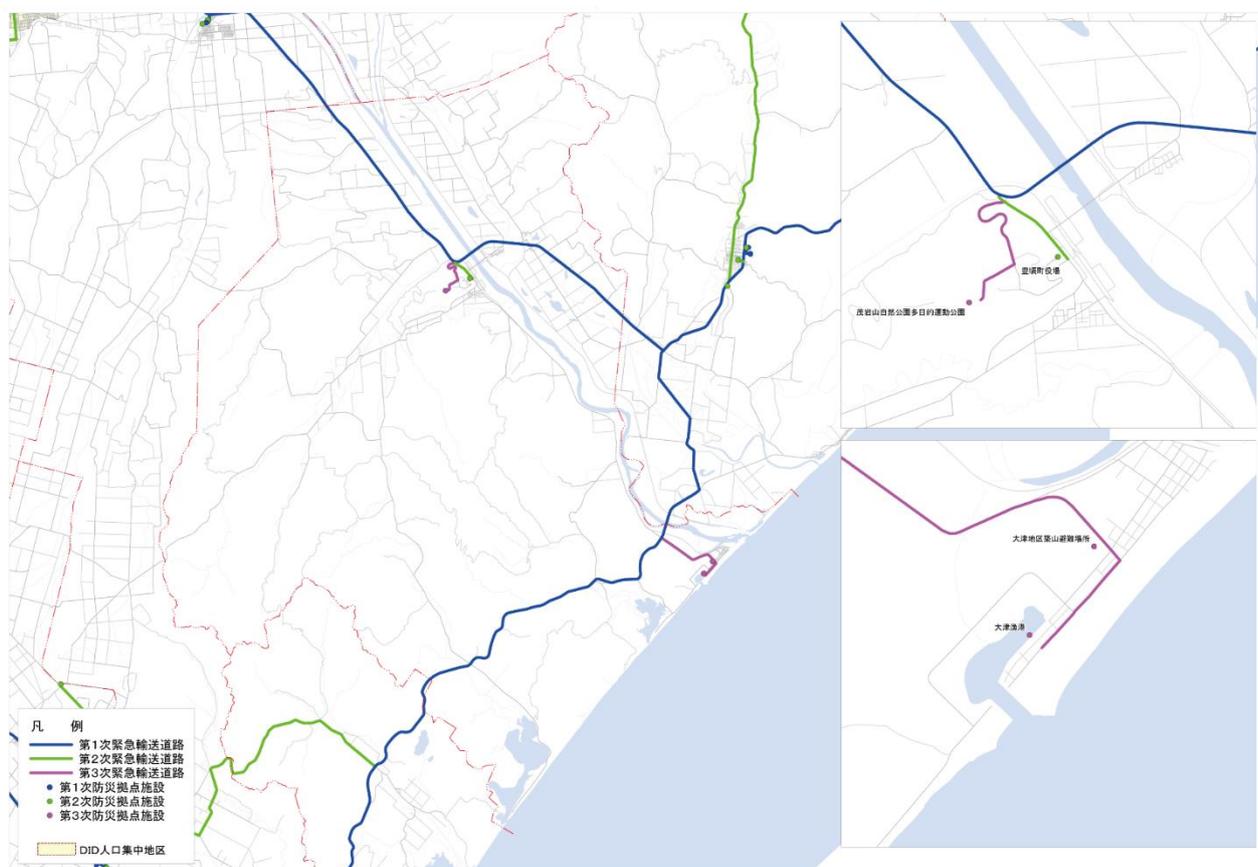
	第	号
平成	年	月 日
十勝総合振興局長 様		
	豊頃町長	
災害派遣の撤収要請の依頼について 平成 年 月 日付け（文書番号）で依頼しました災害派遣要請について、次の日時をもって撤収要請を依頼します。		
記		
撤収要請日時	平成	年 月 日 時 分

資料 20 緊急輸送路

(平成 28 年)

区分	路線名	備考
第 1 次	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道 北海道横断自動車道 ・ 国 道 帯広・広尾自動車道 ・ 国 道 国道 3 8 号線 ・ 国 道 国道 3 3 6 号線 	
第 2 次	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町 道 茂岩高台線 	
第 3 次	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道 道 大津旅来線 ・ 町 道 茂岩公園線 ・ 町 道 大津栄通り 	

平成 28 年度 緊急輸送道路ネットワーク計画図（豊頃町）



資料 21 ヘリコプター関連

1 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

a 「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

①一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

②医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

b 次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

- c 転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機による派遣を認めるものとする。

(ウ) 事後検証

上記(ア)及び(イ)に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請(前条第5号に規定するものを除く。)は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村長(消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市町村長等」という。)は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合(救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。)には、災害等状況報告書(様式第2号)により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用(航空保安施設の運用等)が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部(航空隊)、札幌市(消防局)、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

資料 22 気象庁による雨・風・地震等の区分表

1 雨の強さと降り方

1 時間雨量 (mm)	予 報 用語	人の受けるイメー ジ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っ ていて
10 以上～ 20 未満	やや強 い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返 りで足元がぬれる	雨の音で話し声 が良く聞き取れない	地面一面に水たまり ができる	ワイパーを 速くしても 見づらい
20 以上～ 30 未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていても ぬれる	寝ている人の半数 くらいが雨に気が つく		
30 以上～ 50 未満	激しい 雨	バケツをひっくり返 したように降る			道路が川のように なる	高速走行時、 車輪と路面 の間に水膜 が生じブレ ーキが効 かなくなる (ハイドロ プレーニン グ現象)
50 以上～ 80 未満	非常に 激しい 雨	滝のように降る（ゴー ーと降り続く）	傘は全く役に立 たなくなる		水しぶきであたり 一面が白っぽくな り、視界が悪くな る	車の運転は 危険
80 以上～	猛烈な 雨	息苦しくなるような圧 迫感がある。恐怖を感 ずる				

※出典：気象庁

(平成 12 年 8 月作成)、(平成 14 年 1 月一部改正)、(平成 29 年 3 月一部改正)、(平成 29 年 9 月一部改正)

2 風の強さと吹き方

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその 時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその 瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	~50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩みにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平に なり、高速運転中では横風に 流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	~70km		風に向かって歩けなくなり、 転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始め る。	高速運転中では、横風に流さ れる感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根資材がはがれるもの がある。 雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20以上 25未満	~90km	高速道路 の自動車	何かにつかまっていなくて 立ってられない。 飛来物によって負傷するおそ れがある。	細い木の幹が折れたり、根 の張っていない木が倒れ始め る。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常で速度で運転するのが 困難になる。	屋根瓦・屋根資材が飛散するもの がある。 固定されていないプレハブ小屋が移 動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材) が広範囲に破れる。	30
	25以上 30未満	~110km					固定の不十分な金属屋根の資材が めくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	
猛烈な風	30以上 35未満	~125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるもの がある。 ブロック壁で倒壊するもの がある。	走行中のトラックが横転する。	外装材が広範囲にわたって飛散し、 下地材が露出するものがある。	50
	35以上 40未満	~140km					住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。	
	40以上	140km~						60

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。
(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。
(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。
1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

※出典：気象庁

(平成 12 年 8 月作成)、(平成 14 年 1 月一部改正)、(平成 19 年 4 月一部改正)、(平成 25 年 3 月一部改正)、
(平成 29 年 9 月一部改正)

3 気象庁震度階級関連解説表

(参考) 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 31 日)

○使用にあたっての留意事項

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるわけではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注) 耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐久性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁・梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁・梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注) 耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐久性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。

(4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	崖崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

(注) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに、揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが殺到し、電話等がつながりにくい状況が起こることがある。その対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

被災者救護

資料 23 融資・貸付等金融支援

災害の応急復旧を図り罹災者の速やかな立直りを期する応急金融大要は、次のとおりである。
(平成 28 年 4 月現在)

融資の 名称	内容・資格・条件等						
生活 福祉 資金	総合 支援 資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内 (複数世帯) 月額200,000円以内	最終貸付日から 6か月以内	10年以内 無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)	
		住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6か月以内 (生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内)		
		一時生活 再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内			
	福祉 資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的な用途は別表参照)	5,800,000円以内 (ただし、使途目的に応じて別表を参照)	6か月以内	20年以内 (ただし、使途目的に応じて別表を参照)	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	100,000円以内	2か月以内	12か月以内	無利子
	教育 支援 資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内 (貸付額に期間の上限あり)	無利子
		教育 支援 費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
				(高等専門学校) 月額60,000円以内			
				(短期大学) 月額60,000円以内			
	(大学) 月額65,000円以内						

融資の名称		内容・資格・条件等				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後 3か月以内	据置期間 終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し、一定の不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内			
<p>※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。</p>						
生活福祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉					
	使途目的		呼称	貸付限度額目安	償還期間	利子
	生業を営むために必要な経費		生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費		住宅経費	2,500,000円	7年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費		福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
	障がい者用自動車の購入に必要な経費		障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費		中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費		療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費		災害経費	1,500,000円	7年以内	
	冠婚葬祭に必要な経費		冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費		移転設備経費	500,000円	3年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費		支度関係経費	500,000円	3年以内		
その他日常生活上一時的に必要な経費		その他の経費	500,000円	3年以内		

融資の 名称	内容・資格・条件等						
資金の 種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
事業開 始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福 祉団体 寡婦	事業(例えば洋裁、軽飲 食、文具販売、菓子小売 業等、母子・父子福祉団 体においては政令で定め る事業)を開始する のに必要な設備、什器、 機械等の購入資金	2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年 以内	保証人:有 無利子 保証人:無 年1.0%
事業継 続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福 祉団体 寡婦	現在営んでいる事業 (母子・父子福祉団体 については政令で定め る事業)を継続するた めに必要な商品、材料 等を購入する運転資金	1,420,000 団体 1,420,000		6か 月	7年 以内	保証人:有 無利子 保証人:無 年1.0%
母子父子寡婦福祉資金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父子家庭の父 が扶養する児 童	高校、専修学校 (高等課程) 高等専門学校 (専門課程)	高等課程 公立(自宅) 27,000 (自宅外) 34,500 私立(自宅) 45,000 (自宅外) 52,500 高等専門学校 (1,2,3 年) 公立(自宅) 31,500 (自宅外) 33,750 私立(自宅) 48,000 (自宅外) 52,500	就学 期間中	当該 学校 卒業 後6 か月	20年 以内 専修 学校 (一般 課程) は5 年以 内	※親に貸し付ける場合、児童を連帯借受人とする。児童に貸し付ける場合、親等を連帯保証人とする。 無利子
			大学 専修学校 (一般課程)				

融資の名称		内容・資格・条件等					
資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金(例 洋裁、タイプ、栄養士等)	月額 68,000 (特1回 816,000) 運転免許 460,000	知識、技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	保証人:有 無利子 保証人:無 年1.0%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 (特1回 460,000) 注:修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	修学資金と同様
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物及び通勤用自動車等を購入する資金	100,000 (特別 330,000)		1年	6年以内	親に係る貸付の場合 保証人:有 無利子 保証人:無 年1.0% 児童に係る貸付の場合 修学資金と同じ
医療介護資金	母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く。) 父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く。) 寡婦	医療又は介護(当該利用を受ける機関が1年以内の場合に限る。)を受けるために必要な資金	医療 340,000 (特1回 480,000) 介護 500,000		6か月	5年以内	保証人:有 無利子 保証人:無 年1.0%
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)		6か月	6年以内 (特別は7年以内)	保証人:有 無利子 保証人:無 年1.0%

母子父子寡婦福祉資金

融資の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
母子父子寡婦福祉資金	転宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住 宅の賃借に際し必要な 資金	260,000		6 か月	3 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	生活 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得してい る間の生活費補給資金	月額 (一般) 103,000 (技能) 141,000	知識技 能を習 得する 期間中 5 年以 内	知 識 能 得 後 6 か 月	20 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
			医療若しくは介護を受 けている間の生活補給 資金		医 療 又 是 は 介 護 を 受 け て い る 期 間 中 1 年 以 内	医 療 は 又 介 護 了 後 6 か 月	5 年 以内	
			母子家庭又は父子家庭 になって間もない(7年 未満)者の生活を安定・ 継続する間に必要な生 活補給資金		240 万 円を限 度	貸 付 期 間 満 了 後 6 か 月	8 年 以内	
			失業中の生活を安定・ 継続するのに必要な生 活補給資金		離 職 し た 日 の 翌 日 か ら 1 年 以 内	離 職 し た 日 の 翌 日 か ら 1 年 以 内	5 年 以内	
	就学 支度 資金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父子家庭の父 が扶養する児 童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る児童	就学、修業するために 必要な被服等の購入に 必要な資金	小学校 40,600 中学校 47,400	6 か月	20 年 以内 修業 5 年 以内	修学 資金と 同様	
				高校等 公立(自宅) 150,000 (自宅外) 160,000 私立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,000 大学・短大等 公立(自宅) 370,000 (自宅外) 380,000 私立(自宅) 580,000 (自宅外) 590,000 修業施設 (自宅) 90,000 (自宅外) 100,000				
結 婚 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子 家庭の父が扶養する児 童、寡婦が扶養する 20 歳以上の子の婚姻に際 し、必要な資金	300,000		6 か月	5 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%	

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円	年3%	3年	10年	半年賦
	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
	イ 住宅の半壊 1,700,000円				
ウ 住宅の全壊(エの場合を除く。) 2,500,000円					
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円					
③ ①と②が重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む。〕	年賦	
イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円					
ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 2,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国1/2補助 道1/2補助
北海道 市町村	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国2/3貸付 道1/3貸付 償還については6か月ないし1年間の措置期間がある。 修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市1/3

融資 の 名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅融資	1 融資対象者					
	・次の(1)から(4)のすべてにあてはまる方					
	(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた方					
	(2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方					
	(3) 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たしている方					
			年収	400万円未満	400万円以上	
			総返済負担率基準	30%以下	35%以下	
	(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
		区分	建設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補修
	融資 対 策	住宅の規格等	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること。 (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること。 地方公共団体による現場審査を受けること。			
		住宅部分床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上(共同建ての場合は30㎡以上)175㎡以下	50㎡以上(共同建ての場合は30㎡以上)175㎡以下	/
		築年数	/	申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	/
		その他	/	/	気候の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	/
	融資 限 度 額	基本融資額	建設資金 1,160万円 土地取得資金 970万円 整地資金 440万円	購入資金 2,620万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 1,630万円 うち土地取得資金 970万円 (リユースプラス) (購入資金 2,620万円) (うち土地取得資金 970万円)	補修資金 730万円 整地資金 440万円 引方移転資金 440万円
特例加算額		建設資金 510万円	購入資金 510万円	購入資金 510万円		
返 済 期 間	耐火準耐火木造(高耐久)	35年以内	35年以内	リユースプラス住宅・マンション 35年以内 リユース住宅・マンション 25年以内	20年以内	
	据置期間	3年以内			1年以内(返済期間を含む。)	
融 資 金 利	建設・購入の場合		基本融資額 年0.47%			
	補修の場合		特例加算額 年1.37%			
	最新の金利は住宅金融支援機構に確認(H25.4.21現在)					
受付期間	罹災日から2年間					

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。
	貸付限度額	600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕
	償還期間	10年以内（うち据置3年以内）
	貸付利率	年0.10%（H28.4.20現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会 50,000,000円)
	償還期間	6年以内(激甚災害法適用の場合7年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は補植費用
	貸付限度額	① 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ② 1施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円)
	償還期間	① 15年(うち据置3年)以内 ② 25年(うち据置10年)以内
	貸付利率	年0.10%(H28.4.20現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金(災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度額	① 貸付対象事業費×0.8 ② 漁船1,000万円その他施設300万円 (①及び②のいずれか低い額)
	償還期間	15年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率	年0.35~1.10%(H25.3現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内（20年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
樹苗養成資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内（5年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設） 林産業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
	償還期間	15年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資 資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6か月
	貸付利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行 融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する斡旋条例融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等	
中小企業総合振興資金 「経営環境変化 対応貸付【災害 復旧】」	○目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。	
	○融資条件	
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上の減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	資金使途	設備資金 運転資金
	融資金額	8,000万円 5,000万円
	融資期間	10年以内（据置2年以内）
	融資利率	[固定金利] [変動金利] 5年以内 年1.1% 年1.1% 10年以内 年1.3% (融資期間が3年超の場合選択可)
	担保・償還 方法	取扱金融機関の定めるところによる。
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き	

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行 北洋銀行 道外本店銀行道内支店 商工組合中央金庫 道内信用金庫 道内信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等					
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方	
	融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	非正規労働者の方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方	
	融資金額	中小企業で働く方・非正規労働者の方・季節労働者の方 離職者の方			120万円以内 100万円以内	
	融資期間	5年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）			8年以内	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融資利率	年1.60%	年0.60%			
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可				
	信用保証	取扱金融機関の定めによる。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要			

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

■ 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

		内容・資格・条件等																		
目的		自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用要件		<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額		<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>支給額（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 （支給対象世帯の①に該当）</th> <th>解体 （支給対象世帯の②に該当）</th> <th>長期避難 （支給対象世帯の③に該当）</th> <th>大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）																
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																	
支給額	200万円	100万円	50万円																	

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援法	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <p>① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>① 基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>② 加算支援金：災害発生日から37月以内</p>

豊頃町地域防災計画

《資料編》

平成 31 年 3 月

発 行 豊頃町
企画・編集 豊頃町防災会議